

処方について

【一般名処方加算／後発医薬品調剤体制加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

保険薬局において、銘柄によらず供給、在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切な医薬品を提供するために、処方せんには医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。そのため、一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。お薬についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

【長期処方・リフィル処方せん】

患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを交付することが可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします